

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和4年度第1回芦屋市地域密着型サービス運営委員会
日時	令和5年3月16日(木) 15:10~16:00
場所	芦屋市役所分庁舎 大会議室
出席者	委員長 家高 将明 委員 良川 育余、多田 直弘、三島 久美子、木下 京子 和田 周郎、鈴木 珠子、山本 眞美代、三谷 康子 欠席委員 副委員長 川畑 香、安達 昌宏、中山 裕雅
事務局	監査指導課 課長 篠原 隆志 主査 橋本 雅子 〃 主事 大塚 恵実 高齢介護課 課長 浅野 理恵子 〃 係長 田中 裕志 〃 主事 越智 志織
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 委員長選任・副委員長指名

(2) 議題

- ・地域密着型サービスの運営指導結果等について
- ・指定地域密着型(介護予防)サービス事業所への利用に関する転入者等の取扱要領の一部改正について
- ・その他

2 提出資料

- ・あしやの高齢者福祉と介護保険(冊子)抜粋
- ・【資料1-1】市内の指定地域密着型サービス事業所一覧
- ・【資料1-2】指導・監督業務の全体像について
- ・【資料1-3】運営指導における標準確認項目及び標準確認文書
- ・【資料1-4】令和4年度地域密着型サービス(介護予防含む)の運営指導結果等について
- ・【資料2】指定地域密着型(介護予防)サービス事業所への利用に関する転入者等の取扱要領の一部改正について
- ・【資料3-1】令和5年度地域密着型サービス指定の取扱いについて
- ・【資料3-2】地域密着型サービスの公募について
- ・地域密着型サービス運営委員会設置要綱

3 審議内容

(1) 開会

【委員会の成立について】

- ・開始時点で12人中9人の委員の出席により成立

【委員会の傍聴について】

・傍聴者なし

(2) 委員紹介及び事務局の紹介

(3) 委員長・副委員長の選出

委員長・・・家高委員

副委員長・・・川畑委員

(家高委員長)

それでは、議事次第の3に入りたいと思います。事務局より、議事の1、地域密着型サービスの運営指導結果についての資料の説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(事務局：篠原)

それでは、議事(1)地域密着型サービスの運営指導結果等について、御説明の前に、今回初めて委員になられる方、市民委員の方もおられますことから、介護保険制度の地域密着型サービスについて、私、監査指導課の篠原から簡単に御説明を申し上げます。

初めに、事前資料として送付いたしました「あしやの高齢者福祉と介護保険」のパンフレットの17ページ、画面にも出ておりますが、御覧いただけますでしょうか。ここでは介護保険で要介護認定を受けた方が利用できるサービスが、サービス種別ごとに掲載されております。まず17ページでは、訪問介護や訪問看護等の訪問系の在宅サービスが掲載されております。

続いて18ページには、通所介護等の通所系サービス、いわゆるデイサービスや短期入所系サービス。隣のページの19ページには、福祉用具貸与など、その他のサービスが掲載されております。

さらに20ページには、在宅サービスとは違い、施設サービスということで、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームなどの施設サービスについて、サービスの内容が掲載されております。

続いて21ページからが、地域密着型サービスについて記載をしております。この地域密着型サービスの見出しの下に記載をしておりますとおり、地域密着型サービスは認知症や独り暮らしの高齢者の増加を踏まえ、高齢者が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、身近な生活圏域ごとに市がサービスの拠点を整備していきますと記載しております。よって、芦屋市が介護保険事業計画に基づきまして、身近な生活圏域ごとにこの地域密着型サービスを整備していくわけですが、新規に指定を行う際は、介護保険法に基づき、この芦屋市地域密着型運営委員会から意見をいただくこととなっております。

また、地域密着型サービスについては、指定だけではなく、運営指導や監査の権限も、保険者である芦屋市が有することから、運営指導や監査の状況についても、併せてこの委員会に報告をさせていただくこととなっております。

また、パンフレットに戻っていただきまして、先ほどの文章の下に「原則として、その市の被保険者のみが利用することができます」となっているとおり、地域密着型サービスは原則として芦屋市が整備し、芦屋市民の方しか利用できないというサービスになっております。

21ページから次の22ページにかけて、それぞれのサービス内容について掲載しておりますので、またお時間のあるときに御確認をいただけたらと思います。

続きまして、資料1-1を御覧いただけますでしょうか。こちらは、芦屋市内にある、現在の指定地域密着型サービス事業所の一覧となっております。見方としましては、左側に事業所名、横列にそれぞれのサービス名が載っております、丸が入っているところがその事業所が行っているサービスということになります。

この表の上段のほうが山手圏域、中段あたりが精道圏域、下のほうが潮見圏域ということで、それぞれ圏域ごとに、先ほど申し上げましたように整備を進めている状況でございます。

簡単ではございますが、地域密着型サービスの説明は以上となります。

引き続き、監査指導課の橋本から、地域密着型サービスの運営指導結果等について御説明をいたします。

(事務局：橋本)

それでは、私、監査指導課の橋本から、令和4年度地域密着型サービスの運営指導結果等について御報告いたします。

まず、介護事業所に対して実施する運営指導と監査について、簡単ではございますが御説明させていただきます。

資料1-2を御覧ください。まず、運営指導は、図左側にありますとおり、サービスの質の確保と保険給付の適正化を目的とした行政指導となります。運営指導は、介護保険事業所の任意の協力の下、実施するものであり、違法行為の取締りのために行うものではなく、介護保険事業所が法令等を遵守し、適正にサービスを行うことができるよう支援していく機会になります。運営指導の実施に当たっては、あらかじめ実施する旨の通知を行うことが必要になります。

一方、監査とは、資料の図の真ん中にありますとおり、介護保険事業所において著しい運営基準違反、不正請求、高齢者虐待等が認められた場合やそのおそれがある場合に情報収集するとともに、現地に立ち入って検査を行い事実関係を確認するものです。監査については事前に実施を通知する必要はなく、監査開始時に実施を通知します。また、監査の結果、違反が確認された場合には、資料の図、右側にありますとおり、勧告、命令、指定の取消し等、行政上の措置を取ることができます。

運営指導と監査についての説明は以上になります。

続いて、資料1-3、標準確認項目及び標準確認文書を御覧ください。ただいま御説明しました運営指導については、厚生労働省の指導指針に基づき、サービスごとに示されているこちらの標準確認項目及び標準確認文書を確認し、その中で法令や通達等で規定されてい

る事項に違反しているものに対して指導してまいりました。

この資料はグループホームの一例となります。

例えば、上から2つ目の運営に関する基準で、内容及び手続の説明及び同意というところは、確認項目として、利用申込者またはその家族への説明と同意の手続を取っているか、重要事項説明書の内容に不備等はないかとあります。この内容を確認するために、その右隣の欄にある確認文書、重要事項説明書（利用者申込書または家族の同意があったことが分かるもの）や利用契約書を確認し、基準どおりに運営されているかを確認することになります。

この標準確認項目や標準確認文書について指導を実施することにより、運営指導の標準化や効率を図ることができると考えております。なお、内容に不備があるなど一覧にある標準確認文書だけでは標準確認項目が確認できない場合は、標準確認文書以外の文書を提示していただくよう求めることが可能となっております。

それでは、資料1-4を御覧ください。ただいまより、令和4年度地域密着型サービス（介護予防を含む）の運営指導結果等についてを御報告させていただきます。

まず、運営指導について御報告いたします。1、運営指導を行った法人数についてですが、令和4年度は地域密着型サービスを行う6法人に対して指導を行いました。サービスの内訳としては、地域密着型通所介護が3件、認知症対応型通所介護が1件、小規模多機能型居宅介護が1件、認知症対応型共同生活介護が3件、地域密着型特定施設入居者生活介護が1件、介護予防認知症対応型通所介護が1件、介護予防小規模多機能型居宅介護が1件、介護予防認知症対応型共同生活介護が3件、以上、合計14件となります。

続きまして2ページ目、2、運営指導における指摘事項の概要に移ります。

まず、文書指摘です。文書指摘は、運営指導の結果、法令、基準、通知等で規定した事項に違反されていることが確認される場合に行います。文書指摘を行った内容は、是正または改善を求めるため、事業者から改善報告書を提出させ、その改善状況を確認しています。

では、令和4年度に実施した運営指導の結果、文書指摘となったものについて御報告いたします。まず、人員に関する基準です。指摘事項としては、一部事業所で看護職員や介護従業者の人員基準欠如が見られた、管理者がほかの職務を兼務していることで管理業務に支障が生じている、というものがありました。

1つ目の一部事業所で、看護職員や介護従事者の人員基準欠如が見られたというものについては、サービスごとに配置しなければならない職種や人員数が基準どおりに配置されていない場合に指摘したもので、適切に人員の配置を行うよう指導いたしました。また、指導後は一定期間、勤務体制一覧表の提出を求め、人員基準が守られているかを継続的に確認しております。

続いて、運営に関する基準です。指摘事項としては、グループホームにおいて身体的拘束等の適正化のための研修が未実施であり記録も未整備である、グループホームにおいて外部評価を受けていない、重要事項説明書に不備がある、サービス提供前に個別サービス計画に同意を得ていない、研修の計画内容や実施状況が不十分である、ハラスメント防止対策が

不十分である、事故発生時の記録、連絡、報告が不十分である、利用者家族の個人情報を使用する場合に同意を取っていない、というものがありません。

この指摘事項の中のグループホームにおいて、身体的拘束等の適正化のための研修が未実施であり、記録も未整備であるというものについては、介護従事者の新規採用時には身体的拘束等の適正化のための研修を実施する必要がありますが、その研修が実施されておらず、また研修の記録についても未整備であったため指摘しました。

続いて、介護給付費の算定及び取扱いに関する文書指摘です。指摘事項としては、運営指導により人員基準欠如となる月が発覚したため、単位数に人員基準減算した給付費や一部加算に関して自主精査による過誤申立てを求めた、次のページに行きまして、科学的介護情報システム（L I F E）への情報提出が適切に行えていないため科学的介護推進体制加算の過誤申立てを求めた、処遇改善加算を取るために必要な内容が不十分である、というものがありません。

1つ目の運営指導により人員基準欠如となる月が発覚したため、単位数に人員基準減算した給付費や一部加算に関して自主精査による過誤申立てを求めたものについては、下の枠内に記載しているとおり、人員基準欠如に該当する場合は、栄養管理体制加算やサービス提供体制強化加算、個別機能訓練加算など、取ることができない加算があるため、自主精査による過誤申立てを求めたものになります。

文書指摘は以上になります。

続いて、口頭指摘に移ります。口頭指摘とは、運営指導の結果、法令、基準、通知等で規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合、またはその違反について文書指摘を行わなくても改善が見込めると判断したものになります。

では、令和4年度に実施した運営指導の結果、口頭指摘となったものについて御報告いたします。

まず、運営に関する基準です。指摘事項としては、入浴を行っているが通所介護計画書のサービス内容に入浴の記載がない利用者が1名いる、サービス提供記録に利用者からの要望が記載されていたが心身の状況に関する記録がなかった、非常災害対策のためにあらかじめ定めた手順を従業員へ定期的に周知できておらず避難訓練も定期的に実施されていない、契約書及び重要事項説明書に軽微な不備がある、利用者の個人情報がほかの利用者の個人ファイルに保管されている、運営規程等が変更となっているが市へ未届けである、労働条件通知書等の業務内容が実態と相違している、というものがありません。

3つ目の非常災害対策のためにあらかじめ定めた手順を従業員へ定期的に周知できておらず、避難訓練も定期的に実施されていないというものについては、火災、地震、風水害の対応を定めた防災マニュアルが定期的に従業員への周知がされておらず、避難、救出、その他必要な訓練についても1年ほど実施できていなかったため、今後は災害時に消防機関への通報する体制を従業員へ周知徹底するとともに、定期的に避難等の訓練を行うよう指摘しました。また併せて、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に、消火、

避難等に協力してもらえよう体制づくりに努めるよう指導しました。

続いて、介護給付費の算定及び取扱いに関する口頭指摘です。指摘事項としては、介護費の請求誤りがあり、過誤申立て等の適正処理を求めたものになります。この指摘は、個別計画に位置づけられた所要時間でサービスを行った場合に算定されるものについて、当該計画に位置づけられた所要時間と異なる時間での請求を行っていたことが一部見受けられたため、過誤申立て等の適正処理を求めたものになります。

口頭指摘については以上になります。

続いて、資料4 ページの3、指導監査を行った法人数についてですが、こちらは1法人に対して実施いたしました。こちらは、実施日が直近であるため、指摘内容については現在精査中でございますが、行政処分に当たる事項については現時点ではございません。

最後に4、まとめでございますが、令和4年度の運営指導及び指導監査は、厚生労働省から示された指導方針に基づき、サービスごとに確認する項目及び文書を絞り、運営指導の標準化や効率化に重点を置いて取り組みました。これにより、広範囲の取扱い基準を確認することができるのと同時に、より多くの事業所に運営指導を実施することができました。

また、令和5年度についても確認項目及び確認文書を基に、効率的な運営指導を実施するとともに、指導を通じて法令、通達等に対する適合状況を確認し、必要な助言、指導を行うことで、介護給付等対象サービスの質の確保及び介護給付等の適正化を図ってまいりたいと思います。

なお、運営指導での主な指摘事項については、後日、市内の地域密着型サービス事業所に対して開催する集団指導においても周知し、令和4年度に運営指導を実施していない事業所においても、いま一度、サービスの基準や運営について見直しをしていただくよう指導していくつもりです。

私からは以上になります。長時間でしたが、御清聴ありがとうございました。

それでは、議事1の説明について全て終わりましたので、委員長よろしく願いいたします。

(家高委員長)

ありがとうございます。

では、委員の皆様から御質問、御意見等があれば頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。なかなか、ふだん聞き慣れない言葉が多かったので、もしそういった点も含めて確認をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

じゃあ、皆さんが確認をしていただいている間に、私のほうからお伺いさせていただきます。

今回、この運営指導の中で問題点がなかったのか。それとも、まとめのところで書いてるように、運営指導の標準化、効率化の重点化を図ったので、そこは見なかったのか、割愛されたのかというところが分からなかったのか教えていただきたいと思います。

今回、地域密着型サービスということになってきますので、そのところを意識した場

合、今回上がってきている内容は、地域密着型サービス以外の介護事業所サービスにおいても共通して見られるところかと思うんですね。地域密着型サービスというところで考えた場合、まず1つ、真っ先に頭に浮かぶのが、運営推進会議を行うというようなことになっているかと思えますけれども。

住み慣れた地域での生活を継続するためのサービスであるということで、閉鎖的な空間にならないように、地域の日を常に入れていくということで運営推進会議が設けられていると理解しています。地域密着型サービスを運営していくということを考えると、重要な位置づけになると思うんですけれども、この辺りは特に問題がなかったのでしょうか。

あとは、もう一つが、全国的な課題として挙げられるのが、マンションとかそういったような住宅と併設されてサービスを展開して、利用者がそこに住まわれている方だけに限定されてしまっているという、そうしたケースも住み慣れた地域で生活を継続していくという観点から考えていくと、そのマンションとかの住民だけに限られているとなってくると、引っかかるなと思うのですけれども、そういう事案について教えていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

(事務局：篠原)

今、委員長から確認のあった項目ですが、まず1つ目の地域密着型サービスの運営推進会議については、事業所は、おおむね6か月に1回以上、地域の方、利用者や家族、それから行政機関等からの要望・助言を聴く会議を実施することになっております。このことについて、運営指導では、運営推進会議の開催等がされているかを確認する項目となっております。

運営推進会議のことは、今回指摘した2ページから3ページの内容には挙がってきておりません。これは、運営推進会議の開催については、新型コロナウイルス感染症が、令和元年度末からまん延していたこともあり、この取扱いについて緩和措置がございました。いわゆる対面において事業所で運営推進会議が開催できない場合については、資料を委員の方々にお送りすることによって意見を聴取する方法も可能というものです。

ですので、各事業所が、現在の利用者の状況やヒヤリハット、事故等の状況等、また、コロナ禍の中での面会方法等の内容を運営推進会議資料として送付し、意見をもらい、それを議事録として公表する形を取っている施設がほとんどでした。

今現在、新型コロナウイルス感染症が徐々に落ち着いてきた中で、その緩和措置ではなくて、実際に集まって、対面による運営推進会議が各事業所において始まっているところがございます。

もう一つの確認項目は、高齢者向け住宅やサービス付高齢者住宅に併設している事業所等で、特定の方にだけサービスを提供しているような事業所がないかどうかということだったかと思えます。芦屋市におきましては、地域密着型サービスの事業所においては、基本的にそういった特定の方だけにサービス提供しているというような事業所はございませんでした。

市では、ケアマネジャーがいる居宅介護支援事業所についても、別途、運営指導等に入っておりますが、例えばサービス付高齢者住宅とか有料老人ホーム等に併設している居宅介護支援事業所については、特定のサービスだけに偏ったプランになっていないかということも一方で確認しております。その中で、サ高住とか有料老人ホームに併設している事業所の利用割合が多いようなプランが作成されている事業所については、複数のサービスが利用できること等について利用者にきちんと説明をしているかということも含めて確認をしているところでございます。

以上となります。

(家高委員長)

ありがとうございます。

なので、今回の運営指導においては、その地域密着型サービスの固有の項目なんかもしつかりと見ていただいて、問題がなかったということですね。ありがとうございます。

さて、そのほか何かございますでしょうか。特に問題がなさそうですかね。

では、続いて、じゃあ議事2のほうに進ませていただきたいと思います。議事2が、指定地域密着型予防サービス事業所への利用に関する転入者等の取扱要領の一部改正についてに移っていきたいと思いますので、説明のほうよろしくお願いいたします。

(事務局：田中)

芦屋市では、これまで他の市町村から芦屋市に転入された方が地域密着型サービスを利用するには、原則、芦屋市に転入してきて6か月を経過した後とする取扱いを実施してきました。こちらは、他市町村から転入して入居するケースが増えることで、実質的に事業所設置市町村の被保険者の適切な利用が阻害されることになれば、当該市町村における地域密着型サービスの適正な運営の確保が困難になる可能性もあることから、一定の条件を付すことができるとする厚生労働省の通知から、このような制限を設けてきました。

しかしながら、要領制定以降相当期間経過し、周辺状況においても変化がある中で、利用者やその家族等がサービスを利用する権利を過剰に制限していないかについて、今年度市内の事業者から聞き取りをした意見を参考に検討を行いました。

そこで、この度地域密着型サービスのうち、在宅系のサービスについては、芦屋市へ転入後6か月を待たずに利用することを可能とすることとしました。具体的には、事前にお送りしていますあしやの高齢者福祉と介護保険の21ページを御覧ください。小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、次の22ページに記載しています定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護です。なお、このうち看護小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護については、現在、芦屋市内で指定を受けている事業所はございません。また、認知症対応型通所介護と小規模多機能型居宅介護については、要支援の方も利用することが可能なサービスです。

この6つのサービスについては、利用者の自宅で生活をしながら訪問や通所を中心として、介護サービスを利用するものであります。このためサービスの利用を目的として芦屋市

へ転入するといったことが考えにくいことから、転入後すぐに利用できることに改正します。

一方、この他に地域密着型サービスには、パンフレット21ページにあります地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、これはいわゆるグループホームのことですが、こちらは要支援2の認定を受けている方も利用できるサービスです。次のページの地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護があります。こちらの3つのサービスについては、施設に入居・入所して介護サービスを受けるものであります。このため、サービスを利用するに当たり施設に入所することが前提となっており、サービス利用を目的に芦屋市に転入することが考えられることから、これまでに引き続き、転入後6か月経過後に利用できることとします。ただし、一律に全ての方が芦屋市に転入後、6か月経過するまで利用できないわけではなく、今までと同様に利用を希望される方の個別の事情について御相談いただいた場合につきましては、別途、利用の可否について協議を行い、その上で利用を可能とします。

要領の改正案については、資料2のとおりです。本改正については、令和5年4月1日付で行いたいと考えています。

事務局からの説明は以上となります。よろしく申し上げます。

(家高委員長)

ありがとうございます。

地域密着型サービスというのが芦屋市にお住まいの方に限定されてくるということで、他市から引っ越してきてすぐに、引っ越してきた人がすぐに利用してしまうと、もともと芦屋市で暮らしていた方がサービスを使えなくなってしまうので、それを6か月という制約を課しているところを地域密着型サービスの在宅系に関しては、その6か月の枠を取ったというところの改正の御説明だったかと思えますけれども、この件に関して何か御質問とか御意見とかございますでしょうか。

特にございませんか。

この在宅系に関しては、この6か月の枠がなくなって、転入後すぐにでもサービスが利用できるということになるわけですね。

(事務局：田中)

そのとおりです。

(家高委員長)

施設系に関しては、6か月の枠があるけれども、転居してきてすぐに使わなければならない何らかの諸事情があった場合は、行政に相談すれば、また別途、必要と認めるかどうかというところを御判断いただいて対応いただける可能性もあるというところは残っているところでしょうかね。

(事務局：田中)

そのとおりです。

(家高委員長)

この改正に関しまして、特に御意見等ございませんでしょうか。

では、その改正をまた進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。

では、続いては議事の3で、その他についてですね。こちらについて、また事務局のほうからよろしくお願いたします。

(事務局：橋本)

では、議事3、その他に入らせていただきます。

議事3、その他では、地域密着型サービスの指定に係るスケジュール関係の取扱いについて御説明や御連絡のほうをさせていただきたいと思ひます。お手元の資料3-1、まずは令和5年度地域密着型サービスの指定の取扱いについてを御覧いただけますでしょうか。

まず資料の訂正についてお伝えさせていただきます。皆様に事前に送付させていただいた資料の一部間違いがございます。資料3-1の真ん中にあるスケジュールの表になるんですけれども、表1段目の一番左の日付が令和5年6月10日金曜日となっておりますが、正しくは令和5年6月9日金曜日となります。お手数ですが、御訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

では、説明に入らせていただきます。

地域密着型サービスの指定に当たりましては、介護保険法第78条の2第7項の規定に基づき、芦屋市地域密着型サービス運営委員会での意見聴取を経て指定することになりますので、本委員会の令和5年度におけるその取扱いのスケジュールですけれども、次のスケジュールで御提案させていただきます。スケジュールと書いた下の表を御覧ください。

表、1段目にあるスケジュールのとおり、第1期目が令和5年6月9日金曜日までに申請を受け付けたものにつきまして、令和5年7月開催の運営委員会で意見聴取をさせていただき、令和5年8月から令和5年11月の間に指定を行います。

第2期目が、令和5年10月6日金曜日までに受け付けたものについて、令和5年11月開催の運営委員会で意見聴取をさせていただき、令和5年12月から令和6年3月の間に指定を行います。

最後、第3期目が、令和6年2月9日金曜日までに申請を受け付けたものについて、令和6年3月開催の運営委員会で意見聴取をさせていただき、令和6年4月から令和6年7月の間に指定を行うものとさせていただきたいと考えております。

なお、表の下に記載のありますとおり、本委員会の開催日については別途調整させていただき、お知らせさせていただくとともに、申請書類の提出締切日までに申請がなかった場合、別の議題、議案がないときは、対象になるこちらの本委員会は開催しないということにさせていただきたいと思ひます。

また、この提案の第1期目のスケジュールで、地域密着型通所介護の新規指定の御相談が今のところ1件入っております。そのため、この表のスケジュールで承認いただいた場合は、7月の運営委員会を開催させていただく予定となっております。

私からの説明は以上です。

続いて、高齢介護課より、資料3-2、地域密着型サービスの公募についてのスケジュールを御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局：田中)

芦屋市では、第8期介護保険事業計画において、看護小規模多機能型居宅介護の新規整備を計画し、令和3年度より公募を行ってまいりましたが、現時点で事業者からの応募がありませんので、引き続き令和5年度においても公募を行い、整備を図りたいと考えています。

地域密着型サービスの公募指定については、介護保険法第78条の14第2項において、「市長は公募指定をしようとするときは、厚生労働省令で定める基準に従い、その応募者のうちから公正な方法で選考し、指定地域密着型サービス事業者を決定するものとする」とあります。

芦屋市では、より質の高いサービス提供の確保及び指定を公平に進める観点から、事業者の指定に先立ち、希望事業者の応募を受け付けた後、選考委員会による選考を行い、指定候補事業者を決定することとしています。公募受付については、7のスケジュールにあります。4月より受付を開始し、応募があった際には8月中旬頃に選考委員会を開催したいと考えています。委員の皆様におかれましては、選考委員会の御出席をお願いすることがあるかと思っておりますので、事業者からの応募がありましたら別途御依頼をさせていただきたいと考えています。お忙しいところ、大変申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

以上です。

(家高委員長)

ありがとうございます。

では、資料3-1、3-2について御説明いただきましたけれども、この件に関して御質問、御意見等ございますでしょうか。

特にございませんか。また、実際のエントリーがあれば、それに併せて、皆さんに声が掛かるかもしれないというような話でしたけれども、またそのときはよろしくお願いいたします。

では、用意をさせていただいておりました議題については以上になりますので、閉会のほうに移らせていただきたいと思いますと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

では、閉会に移りたいと思いますので、一旦事務局にお返しさせていただきたいと思えます。お願いします。

(事務局：篠原)

皆様、ありがとうございました。

先ほど橋本のほうから御説明がありましたように、現在、地域密着型通所介護の新規の御相談を受けております。このままその相談が順調にいきますと、7月に本委員会を開催させていただくことになろうかと思えます。平成30年度以来、地域密着型サービスの新規指定というのが出てきておりませんで、やはりコロナ禍ということもあって、なかなか新規で開

設ということがなかった状況でございます。

ただ、今回新たに開設されたいという事業者の方が市内で出てきましたので、事業者の方にもこの委員会にお越しただいて、どういった事業をされるのか御説明をしていただく予定としております。日程につきましては、また調整させていただこうと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

(家高委員長)

ありがとうございます。

では、終了とさせていただきたいと思えます。委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、令和4年度第1回地域密着型サービス運営委員会を終了とさせていただきたいと思えます。お疲れさまでした。